

平成 24 年度定期監査の結果について（概要版）

1 事項

平成 24 年度定期監査の結果について
(監査対象年度 平成 23 年度)

2 監査の実施箇所

平成 24 年度監査は、19 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 223 箇所について箇所別の監査を行いました。

[監査実施箇所数]

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	4 6	4 4	2	4 6	0
地域機関	1 7 7	9 7	8 0	1 1 2	6 5
計	2 2 3	1 4 1	8 2	1 5 8	6 5

3 監査の結果

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、財務等に関する監査は、抽出により行ったものであるが、指摘した意見については、今回の実地監査対象箇所に限らず全ての部局等に関係するものであり、これらのほとんどは、軽微な誤りであるものの、事務処理等のチェックを十分に行えば未然に防止できるものと思料される。

しかし、本年度の監査においても、前年度にも指摘した、出納局の事前検査を受けていないもの、確認が不十分なこと等による歳入戻出・歳出戻入、金品亡失等の事案が多数見受けられた。

各部局等にあつては意見のあつた事案を参考として、チェック機能を高め、全ての財務事務の適正な執行に努められたい。

① 事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 67件

② 財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項 目	収入に関する事務	支出に関する事務	人件費に関する事務	財産管理等に関する事務	事務管理体制	その他の監査項目	計
意見数	19	54	7	27	17	26	150

4 監査結果の意見に対する改善状況の把握

定期監査結果の意見については、24年度末現在の取組状況について各部局等から報告を求め、改善状況を把握するとともに、引き続き、25年度の定期監査で検証、確認してまいります。

5 財務監査結果の概要

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、約130億7,332万円（対前年度比99.1%）と前年度に比べ約1億2,575万円減少している。他に、企業会計の収入未済額が約1億3,789万円（同82.9%）となっている。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成23年度〕 発生分	過年度 〔平成22年度〕 以前発生分	計
総 務 部	県税	1,888,329,166	4,647,596,786	6,535,925,952
	県税加算金	6,606,989	16,154,482	22,761,471
	その他	39,569	—	39,569
	小 計	1,894,975,724	4,663,751,268	6,558,726,992
健 康 福 祉 部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	40,402,674	365,181,550	405,584,224
	生活保護費返還金	7,660,374	77,706,909	85,367,283
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	16,042,849	54,338,029	70,380,878
	児童措置費負担金等	11,095,485	61,249,004	72,344,489
	児童扶養手当返還金	1,512,420	13,249,481	14,761,901
	その他	2,604,312	3,345,745	5,950,057
	小 計	79,318,114	575,070,718	654,388,832
環 境 生 活 部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	170,072,907	1,905,283,052	2,075,355,959
	その他	29,784,153	813,877	30,598,030
	小 計	199,857,060	1,906,096,929	2,105,953,989
農 林 水 産 部	林業改善資金貸付金元利収入等	6,112,124	14,817,526	20,929,650
	農業改良資金償還金収入等	1,161,952	46,644,165	47,806,117
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	—	30,477,936	30,477,936
	中央卸売市場使用料等	—	5,897,060	5,897,060
	測量談合に係る弁償金	—	60,720,571	60,720,571
	その他	6,570	1,399,722	1,406,292
	小 計	7,280,646	159,956,980	167,237,626
雇 用 経 済 部	県営サンアリーナ使用料	—	5,396,466	5,396,466
	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	99,601,246	3,182,073,335	3,281,674,581
	その他	—	42,411,292	42,411,292
	小 計	99,601,246	3,229,881,093	3,329,482,339

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成23年度〕 発生分	過年度 〔平成22年度〕 以前発生分	計
県土整備部	測量談合に係る弁償金	—	73,226,420	73,226,420
	公営住宅使用料	1,648,764	12,895,417	14,544,181
	弁償金（公営住宅関係）	1,622,243	7,260,773	8,883,016
	道路・河川・海岸等使用料	375,197	1,386,238	1,761,435
	岸壁荷揚場その他使用料	1,560,180	2,484,820	4,045,000
	道路・海岸管理費負担金	199,500	2,669,130	2,868,630
	その他	254,088	10,579,649	10,833,737
	小 計	5,659,972	110,502,447	116,162,419
出 納 局	模造品トナー納入に係る弁償金	—	6,880,000	6,880,000
	小 計	—	6,880,000	6,880,000
教育委員会 事務局	高等学校授業料	—	3,211,684	3,211,684
	高等学校等修学奨学金返還金等	20,687,299	63,051,130	83,738,429
	恩給及び退職年金返還金	—	9,672,344	9,672,344
	その他	343,071	—	343,071
	小 計	21,030,370	75,935,158	96,965,528
警 察 本 部	放置違反金	4,285,000	32,744,000	37,029,000
	その他	498,607	—	498,607
	小 計	4,783,607	32,744,000	37,527,607
合 計		2,312,506,739	10,760,818,593	13,073,325,332
(参考) 平成22年度合計		2,369,841,951	10,829,238,744	13,199,080,695

[企業会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	平成23年度末未収金
企 業 庁	工業用水道料金	636,300
病 院 事 業 庁	患者自己負担金	137,262,797
合 計		137,899,097
(参考) 平成22年度合計		166,246,303

(2) 収入事務

収入事務について、調定や収納等の事務手続き等を中心に監査を実施した。

その結果、督促状の未送付や領収書が未作成等、収納事務に関するものが29件、不動産取得税の課税における確認不足による二重課税等、県税事務に関するものが15件、請求額の算定誤りや納入通知書の誤送付等による歳入戻出が13件等、改善を要するものが74件（前年度66件）見受けられた。

(3) 業務委託契約

業務委託契約について、随意契約理由や履行確認手続き等を中心に582件（特命随意契約341件、庁舎清掃等の施設維持管理の委託契約等241件）を抽出し監査を実施した。

その結果、予定価格に関するもの 30 件、出納局事前検査を受けていないもの 33 件を含む契約手続に関するものが 112 件、個人情報保護規定に関するものが 29 件等、改善を要するものが 158 件（前年度 177 件）見受けられた。

[改善を要する事務処理の件数]

(単位：件)

箇所名	監査 件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの (*4)	履行確認 に関する もの (*5)	その他 (*6)	計
		随意契約 理由に関 するもの (*1)	予定価格 に関する もの (*2)	出納局事 前検査に 関するも の	その他 (*3)				
防災対策部	6			1				1 (1)	
戦略企画部	6					2		2 (1)	
総務部	43		1	2	1	1	1	6 (6)	
健康福祉部	74	3	9	6	5	7	1	33 (23)	
環境生活部	41		2	2	4	4		12 (8)	
地域連携部	27	1		4	1	3	1	10 (6)	
農林水産部	65		3	1	3	7	1	15 (14)	
雇用経済部	26		3	2	4	1	1	11 (8)	
県土整備部	43		2	2	2	2	4	12 (8)	
企業庁	20					1		1 (1)	
病院事業庁	18				2			2 (2)	
議会事務局	6				2			2 (2)	
人事委員会事務局	6		3					3 (3)	
教育委員会事務局	164		7	13	21	4	1	47 (39)	
警察本部	33					1		1 (1)	
その他	4							—	
合 計	582	4	30	33	45	29	8	9	158 (123)

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の () 内は指摘した委託契約の実数。

<事前検査の対象>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に規定する随意契約により調達(ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く)する、予定価格 (税込) 若しくは執行予定額 (税込) が 10 万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 等

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 随意契約の理由が記載されていなかった。 施行伺いに随意契約理由及び適用条項が記載されていなかった。 等

(*2) 予定価格調書が作成されていなかった。 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 等

(*3) 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 等

- (*4) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 等
- (*5) 完了報告書受領後の完成検査が遅延していた。 業務完了報告書が請負人から提出されていなかった。 等
- (*6) 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 等

(4) 公共工事

建設工事について、契約事務や進捗管理等を中心に 82 件を抽出し監査を実施した。

その結果、工事カルテの登録遅延等、事務手続きの不備に関するものが 38 件、軽微な設計変更の手続きを行っていないなど 契約変更手続きの不備に関するものが 5 件、あわせて改善を要するものが 43 件（前年度 39 件）見受けられた。

加えて、入札に係る県の規定の遵守状況について、総合評価落札方式の適用、最低制限価格設定・低入札調査基準価格設定の適用等を中心に 155 件を抽出し監査を実施したが、不適正な事案は見受けられなかった。

(5) 調査設計等

調査設計等について、契約事務や進捗管理等を中心に 59 件を抽出し監査を実施した。

その結果、工期の算出根拠が未整理等、当初設計の精査不十分等に関するものが 4 件、業務カルテの登録遅延等、事務手続きの不備に関するものが 13 件、契約変更手続きの不備に関するものが 1 件等、改善を要するものが 22 件（前年度 8 件）見受けられた。

加えて、入札に係る県の規定の遵守状況について、総合評価落札方式の適用、最低制限価格設定の適用等を中心に 81 件を抽出し監査を実施したが、不適正な事案は見受けられなかった。

(6) 補助金

補助金等（政務調査費を除く）について、交付要領、交付手続き、履行確認等を中心に 53 件を抽出し監査を実施した。

その結果、交付先からの提出書類の提出漏れ、提出遅延等、交付手続きに関するものが 14 件、交付要領等に関するものが 2 件等、改善を要するものが 17 件（前年度 9 件）見受けられた。

(7) 事務費の執行

ア 旅費

旅費について、旅行命令、精算手続き、復命書の有無等を中心に 495 件（海外出張 14 件を含む）を抽出し監査を実施した。

その結果、復命書の件名等が総合文書管理システムへ公文書として登録がされていないもの等、復命書に関するものが 102 件、旅行命令書に用務名や用務先が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが 3 件、早朝発・夜間着の旅行雑費を誤って加算しているもの等、精算手続きに関するものが 3 件、あわせて改善を要するものが 108 件（前年度 25 件）見受けられた。

イ 物品等購入の年度末予算執行状況等

物品等の購入について、年度末に集中して購入していないか、予算が計画的に執行されているかなどを中心に監査を実施した。

その結果、請求書及び納品書に日付の記載がないもの等、購入手続きに関するものが6件、年度末に集中して物品を購入していたものが4件のほか、同種の物品を複数回に分け発注しているものが1件等、改善を要するものが12件（前年度16件）見受けられた。

(8) 扶養手当等の認定事務等

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当について、認定事務や事後確認等が適正に行われているかなどを中心に監査を実施した。

その結果、手当の認定に必要な書類の未添付や通勤経路や特殊勤務手当の支給対象日の認定誤り等、認定・算定誤りに関するものが24件、認定済みの手当について事後確認に必要な書類が添付されていなかったものが6件、その他、通勤手当において認定した額と支給額に差異があったものが1件等、改善を要するものが33件（前年度41件）見受けられた。

(9) 財産管理等の状況

ア 金品亡失

県有物品の損傷や紛失に係る金品亡失について、平成23年度は、253件の発生となっており、紀伊半島大水害等により公用車等を損傷・紛失したものが60件あったほか、交通事故等による公用車の損傷や物品の盗難・紛失等が193件見受けられた。

なお、本報告書においては、意見の重複を避けるため、県になんらかの過失責任がある交通事故で公用車を損傷したものについては、「(11) 交通事故」の項で意見している。

[金品亡失の状況]

(単位：件)

発生原因	内 容	知事部局等 ※1	企業庁	病院事業庁	計
災 害	公用車の損傷※2	42(1)			42(1)
	パソコンの損傷	1			1
	その他物品の損傷	16			16
	郵券証紙類の紛失	1			1
小 計		60(1)			60(1)
そ の 他	公用車の損傷※2	134(1)	2	4	140(1)
	パソコンの損傷	40			40
	その他物品の損傷	7			7
	物品の盗難・紛失等※3	6			6
小 計		187(1)	2	4	193(1)
合 計		247(2)	2	4	253(2)

※1 知事部局等とは、知事部局以外に、警察本部、各種委員会等を含む。

※2 表中()内の数字は、公用車損傷に区分した船舶損傷件数の内数である。

※3 パソコン1件、携帯電話1件、食材1件、図書2件、物品購入伝票等1件

イ 基金

基金については、平成 23 年度末で 39 基金、残高計約 762 億 7,420 万円であり、積立、取崩し手続きや必要な見直しがなされているかなどについて監査を実施したほか、国の緊急経済対策に関連して創設された臨時的な基金について、執行状況等について確認した。

その結果、手続き等において不適正なものは見受けられなかった。

(10) 事務管理体制

事務管理体制について、内部チェック体制等を中心に監査を実施した。

その結果、支払額や支払先の誤り等による歳出戻入が 21 件、郵券証紙類出納簿への記載誤り等、郵券証紙類に関するものが 21 件、工事関係の入札事務について、積算や事務手続きの誤り等により入札を中止していたものが 12 件等、改善を要するものが 91 件（前年度 111 件）見受けられた。

(11) 交通事故

職員による公用車で交通事故について、平成 23 年度は、「(9) 財産管理の状況 ア 金品亡失」の項で意見している、相手方の責に帰する追突 12 件、走行中の飛び石による公用車の損傷 9 件、庁舎駐車場における公用車入出庫時の損傷 16 件を除き、自損事故 37 件、物損事故 36 件、人身事故 5 件、あわせて 78 件が発生していた。

(12) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。

三重県においては、24 年 9 月 30 日現在、95 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 158 団体存在している。

〔所管する従前の法人数〕		24. 9. 30 現在		(単位：団体)	
箇所名	団体数	箇所名	団体数		
防災対策部	3	農林水産部	17		
総務部	1	雇用経済部	22		
健康福祉部	42	県土整備部	7		
環境生活部	17	教育委員会事務局	29		
地域連携部	16	警察本部	5		
合 計			159		

(注)環境生活部と教育委員会事務局の共管団体があるため実団体数は 158 である。

【事業の執行に関する主な意見】

防災対策部

1 地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進

三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、科学的知見や教訓を生かした地域防災計画等の抜本的な見直しが必要となっている。

また、国の新たな地震対策の方針を踏まえ、社会基盤に係る事業やソフト事業等を含めた総合的な対策となる、新たな地震対策行動計画の策定が課題となっている。

「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しや、地域防災計画を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震対策行動計画（仮称）」の策定にあたっては、これまでの大災害で明らかとなった課題や問題点を踏まえ、国の動きを注視しながら、新たに設置した「防災・減災対策検討会議」での審議内容や関係機関等の意見を参考に、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。

(防災対策部 P10)

戦略企画部

1 戦略的・効果的な情報発信

「県政だよりみえ」や新聞・ラジオ・テレビ・ホームページ等の広報媒体を用いて、県の施策や事務事業等の県政情報の提供に努めている。

しかし、情報通信技術等の進展に伴い県民の情報入手方法が多様化してきたことから、広報媒体の充実を図るとともに、それらの広報媒体も活用した戦略的かつ効果的な情報発信に努められない。

(戦略企画部 P13)

総務部

1 新たな行財政改革の着実な推進

「みえ県民カビジョン」を着実に推進するため、平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間を取組期間とした「三重県行財政改革取組」を 23 年度に策定した。

この「三重県行財政改革取組」に掲げた 52 の具体的取組の目標が達成され、県民満足度の高い県政運営となるよう、ロードマップ（工程表）に基づき、着実に推進されたい。

また、新しく構築する「政策を推進するための仕組み」及びこれを構成する仕組みについては、これまでの課題と政策や事業の評価を踏まえ、効果的・効率的な政策の推進につながるものにするるとともに、職員に広く浸透するよう周知に努められない。

(総務部 P15)

2 県税の未収金対策

平成 23 年度における県税等（加算金を含む）の収入未済額は約 66 億円あり、前年度に比べて約 3 億円減少（△4.5%）しているものの、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 83.1%（前年度 83.8%）が個人県民税の収入未済となっており、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携等を進め、税収確保に努められない。

また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、滞納対策の強化や関係機関等との連携をより深め、さらなる回収に努められない。

(総務部 P16)

健康福祉部

1 感染症情報システムの構築

感染症情報システムは、地域の感染症発生状況を監視し、早期に効果的な感染予防策や拡大防止策を講じて、感染症の集団発生を未然に防止するために有用なシステムであり、県においては、感染症対策として、県内全ての保育所、学校等が参加する感染症情報システムの構築を進めているところである。

しかし、平成 23 年度末の参加施設割合は 86.7%にとどまっているので、全ての学校等が参加するよう、引き続き、市町教育委員会等と連携して取り組まれない。

(健康福祉部 P21)

2 医療体制の整備

救急医療をはじめとした地域の医療体制の確保が重要な課題となっており、こうした課題の解決のため、国の地域医療再生臨時特例交付金を活用し、三重県地域医療再生計画に基づき、地域医療体制の整備に取り組んでいるところである。

当該計画の計画期間が平成 25 年度に終了することから、各事業主体と連携して、着実に整備事業を推進するとともに、救急搬送や受入が円滑に運用できるよう体制の強化を進められたい。

さらに、大規模災害の発生時に備え、東日本大震災を踏まえた「三重県災害医療対応マニュアル」の抜本的な見直しを行い、県内医療関係機関等と連携した災害時における医療体制の充実・強化を図られたい。

(健康福祉部 P21)

3 児童虐待の防止と社会的養護の推進

児童虐待相談件数は平成 20 年度以降年々増加しており、相談内容も複雑で深刻なものとなってきている。

23 年度に実施した児童相談に係る県の市町支援のあり方に関する調査の結果を踏まえ、市町との定期的協議や市町の実情に応じた支援を行うなど、児童相談体制の強化に向けた取組をより一層推進されたい。

さらに、このような状況の下、児童虐待の早期発見や未然防止のため、一層、母子保健等の関係機関との連携を強化し、児童虐待対応の一体的な取組を推進するとともに、要保護児童の生活環境の向上や自立支援のための取組を推進されたい。

(健康福祉部 P22)

環境生活部

1 新博物館の整備と歴史的価値のある公文書の利用・引継ぎ

新博物館の整備については、平成 22 年 3 月に県議会において附帯決議がなされ、23 年 1 月に建設工事に着手した。

26 年春の開館に向けて「県議会における 3 項目の附帯決議」及び「整備の前提となる 7 項目」について着実に具体的な対応策を講じられたい。

また、新博物館は公文書館機能を兼ね備える予定であるが、開館時に公文書館機能が発揮されるよう、関係部局と連携して、地域機関からの歴史的公文書の引継ぎを進めるとともに、県民等への閲覧方法等を早期に決定し、公文書管理規程に反映されたい。(環境生活部 P32)

2 PCB未処理長期保管廃棄物等の処理に関する国等への働きかけの継続

ポリ塩化ビフェニル（PCB）未処理長期保管廃棄物については、法により平成28年7月までの処理が義務づけられているが、処理の受皿となる国指定の拠点的处理施設での処理がはかどっていない。

これは同施設での受入体制が整っていないことがその要因であることから、国等に対して円滑な処理について継続的に働きかけを行われたい。（環境生活部P33）

地域連携部

1 JR名松線の輸送体制

平成21年10月の台風によりJR名松線が被災し、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、JR東海、津市及び県は、23年5月に鉄道による全線復旧に向けた協定を締結した。

対策工事の早期完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元市や関係機関等も交えて速やかに検討されたい。（地域連携部P37）

2 南部地域の活性化の推進

県南部地域では、第一次産業の衰退や工場誘致による雇用の場の確保が難しいことなどから、若者世代の人口流出と高齢化が進行しており、「みえ県民力ビジョン」において、「南部地域活性化プログラム」として取り組むこととしている。

働く場の確保や定住促進のため地元市町等と連携しつつ、新たに設置した南部地域活性化基金事業等の活用を図り、地域資源を生かした集客交流や産業振興等の推進に取り組まれたい。

特に、東紀州地域への観光入込客数、熊野古道への来訪者については、紀伊半島大水害による影響もあり、前年度に比べ減少している。

引き続き、地元市町や東紀州観光まちづくり公社等と連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点施設も活用し、集客交流の推進に努められたい。（地域連携部P37）

農林水産部

1 地域活性化プランの推進

「地域活性化プラン」については、市町や農業協同組合等と支援チームを結成し、集落や産地等の支援に取り組んだ結果、平成23年度中に県内で52の地域においてプランが策定され、さまざまな取組が開始されている。

今後は、策定されたプランの実践を継続的に支援していくとともに、その実践成果の情報発信と実践に取り組むにあたって課題を持った地域・産地への支援を積極的に進め、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図られたい。（農林水産部P41）

2 獣害対策

獣害対策については、農林水産被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施するとともに、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。

しかし、野生鳥獣による農林水産被害は増加を続け、平成22年度においては、約7億5千万円となっており、「みえ県民力ビジョン」においても「緊急課題解決プロジェクト」の

一つとして位置づけられていることから、今後も関係機関、市町と連携を図りながら、被害対策、生息管理、利活用の3つの柱を効果的に組み合わせた獣害対策を進められたい。

(農林水産部 P41)

3 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

県では、平成24年3月に策定した「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが考え実行していく水産業・漁村の活性化を促進するため、「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援している。

現在、計画策定中の取組や今後策定を予定している取組の中には、付加価値の向上やブランド化等、「もうかる水産業」へ向けた取組も多数みられ、これらの計画が着実に実践されていくよう、関係団体や市町等と連携して地域を支援されたい。

さらに、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織として、漁業協同組合の経営基盤の強化が重要となっていることから、今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組み、水産業・漁村のマネジメント体制の確立に努められたい。

(農林水産部 P42)

雇用経済部

1 障がい者雇用の促進

平成23年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.51%にとどまっており、全国ワースト2位となっている。

企業への働きかけや職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい

(雇用経済部 P52)

2 観光客満足度の向上と国内外誘客の推進

平成23年度観光客実態調査における「観光客満足度」は67.4%であり、22年度目標の75.0%を下回っている。「観光客満足度」の向上は誘客にとって非常に重要であることから、より具体的な調査・分析を行い対応策を検討するとともに、観光事業者、市町、県各部署等とさらに連携を進め、より魅力ある観光地づくりに取り組み「観光客満足度」の向上に努められたい。

さらに、国内からの観光客は23年中に、ほぼ22年並みに回復したものの、東日本大震災の影響等により、海外からの観光客数は、前年に比べ減少しているため、観光事業者、国、他府県、市町等と連携のうえ、24年3月に策定された「三重県観光振興基本計画」に基づき、国内外からの誘客の取組をより一層推進されたい。

(雇用経済部 P52)

県土整備部

1 公共工事の執行、情報公開及び公文書管理の適正化

港湾改修工事について、外部有識者を交えた県の調査により、不適正な工事手続きや公文書の書換え等が明らかとなった。

今回の事案は、単なる不適正な事務処理にとどまらず、これまで積み重ねてきた三重県の公共工事に対する信頼性を大きく揺るがす重大な事案であり、再発防止策を早急に講じる必要がある。

職員のコンプライアンス意識のさらなる向上はもとより、危機事例に対する組織内での

迅速かつ的確な情報共有・意思決定、工事の各段階におけるチェック体制の構築、関係部局と連携した制度面や体制面での見直し等、組織を挙げて県民の県政に対する信頼回復に万全を期されたい。
(県土整備部 P56)

2 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等の指定について、平成 23 年度は松阪市で 131 箇所、24 年 4 月に伊賀市の 100 箇所の区域指定を行った。これで県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 857 箇所となり、そのうち、土砂災害特別警戒区域の指定は 700 箇所となった。

しかし、三重県の区域指定状況は全国に比べ遅れている状況にあり、区域指定の前提となる基礎調査の予算を 22 年度から大幅に増額し、区域指定に向け取り組んでいるところである。

今後も引き続き、基礎調査を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域等を明らかにし、その基礎調査結果について広く地区住民等の理解を得て、速やかに区域指定を実施されたい。
(県土整備部 P57)

出納局

1 物品の適正管理

物品の金品亡失（損傷）について、平成 23 年度は 247 件の発生となっており、紀伊半島大水害等による被害を除くと 187 件の発生と、依然として多い状況である。

引き続き、各所属に対し、自然災害時も含めた物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。
(出納局 P69)

企業庁

1 施設の計画的な改修と危機管理能力の向上

南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、一部の水道・工業用水道施設の老朽劣化が進んでいる。

水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、災害や事故に強い安定した水道供給のため、引き続き施設の耐震化、老朽劣化対策を進められたい。

震災、風水害、事故等の緊急事態に備えた訓練や研修についても引き続き積極的に実施し、危機管理マニュアル等の有効性の確認等、危機管理能力のさらなる向上に努められたい。
(企業庁 P71)

病院事業庁

1 平成 23 年度決算と新たな経営計画の策定等

平成 23 年度の病院事業会計の収益的収支における総収支は、約 29 億 4,701 万円の純損失となっており、前年度に比べ約 23 億 9,217 万円、赤字額は増加している。

病院事業庁においては、公営企業として、こころの医療センター及び一志病院の経営改善に向け、中期経営計画における「平成 24 年度年度計画」の病院の収支改善等に関して設定された目標が達成できるよう、病院の支援等の取組を積極的に進められたい。

また、24 年度は中期経営計画の最終年度であり、県立病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するために、県立病院改革の動向を踏まえつつ、複数年を見据えた新たな経営計画を策定されたい。
(病院事業庁 P76)

教育委員会事務局

1 学校における防災教育・防災対策の推進

各学校においては、平成 23 年 12 月に策定された「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」等を踏まえた防災教育・防災対策が進められているところである。

しかし、保護者への学校の防災に関する計画（危機管理マニュアル等）の内容の周知や体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組等、取組状況が十分でないものが見受けられることから、引き続き市町等教育委員会など関係機関等とも連携し、防災教育・防災対策に取り組まれない。

（教育委員会事務局 P85）

2 学力及び体力の向上

平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査で全国平均を下回る状況が続いており、平日に全く読書をしない県内児童生徒の割合も横ばいの状況であった。

また、「平成 23 年度三重県児童生徒の体力・運動能力調査」及び「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、県内児童生徒の体力状況が全国と比較し低い結果であった。

このため、当該調査結果を分析し課題等を整理したうえで、他県の先進的な取組等も参考にして、教員の授業力の向上を図るとともに、市町等教育委員会など関係機関とも協力連携して、読書活動の推進も含めた学力及び体力の向上のため具体的に取り組まれない。

（教育委員会事務局 P86）

3 いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進

平成 23 年度のいじめの認知件数は 245 件（前年度：340 件）、不登校児童生徒数は 2,504 人（前年度：2,562 人）と前年度より減少しているものの、暴力行為の件数は 785 件（前年度：686 件）となっており、前年度よりも増加している。

生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置を行い、保護者や関係機関と協力連携のうえ、未然防止、早期発見・対応の取組を一層推進されたい。

（教育委員会事務局 P86）

警察本部

1 犯罪の抑止と検挙率の向上

平成 23 年の刑法犯認知件数は 22,215 件で、前年に比べて 1,210 件、5.2%減少し、また、同年の刑法犯検挙率は 32.4%で、前年の 27.7%から 4.7 ポイント上昇するなど、一定の改善が見受けられる。

しかし、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たず、23 年の街頭犯罪等の検挙率は 35.2%で、前年の 40.8%から 5.6 ポイント低下し、また、23 年の凶悪犯の検挙率は 71.6%で、前年の 80.7%から 9.1 ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会に向け、今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、防犯機器の充実を図るなどして、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。

（警察本部 P101）